

報道各位

新潟市建築部住環境政策課

賃貸型応急住宅の入居期間が延長可能に

国・新潟県・新潟市の協議により、令和6年能登半島地震の被災者が入居している賃貸型応急住宅のうち、下記に該当する世帯については、入居期間が入居日から2年を3年に延長可能になりました。

○延長の対象となる世帯

以下の①、②の両方を満たす世帯

- ① 被災した自宅の建て替えを実施中、もしくは今後実施する予定である。
- ② 現在入居している賃貸型応急住宅の入居契約期間内に自宅が完成する見込みがない。

○延長期間

供与期間の一般基準である入居日から2年を3年に延長

※現在入居している賃貸型応急住宅の入居契約期間満了日から自宅が完成し退去する日まで。ただし、入居日から3年を超えない範囲とする。

○その他

延長の可否や手続きなどの詳細は入居者へ個別に周知ご案内します。

問い合わせ先（報道関係）

新潟市建築部住環境政策課

担当：鈴木

電話：025-226-2806